

信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業実施要領

制 定 令和 7 年 6 月 30 日 7 農技第 264 号

(趣旨)

第 1 信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業の実施については、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業補助金交付要綱（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農技第 879 号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容)

第 2 本事業の内容は、要綱に定める区分により実施するものとする。また、事業の実施に関して必要な事項は、第 3 から第 4 までに定めるもののほか、次に掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

(1) 長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業 別記 1

(2) 信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（推進事業）
別記 2

(事業実施計画の作成)

第 3 本事業を実施しようとする者は、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業実施計画承認申請書（別紙様式第 1 号）を作成し、知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 計画承認申請書には、事業実施計画書（別紙様式第 2 号又は第 4 号）を添付するものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第 4 要綱に規定する補助金交付申請書及び実績報告書には、各別記で定める事業計画書（実績書）（別紙様式第 2 号又は第 4 号）を添付するものとする。

(その他)

第 5 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 30 日から適用する。

別記 1

長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業

第1 事業内容

本事業は、長野県における有機農業の取組を更に広げるため、有機農業に関わる生産者、消費者、流通事業者等が長野県有機農業推進プラットフォームを通じて連携し、有機農業の拡大や発展に向けて取り組む事業を支援するものとする。

第2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 有機農業

「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号)第2条の規定に基づく、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法(農法)を用いて行われる農業」を言い、有機農産物の日本農林規格(有機JAS)に規定された生産方式や環境保全型農業直接支払交付金等における国際水準の有機農業の取組を含む。

(2) 長野県有機農業推進プラットフォーム

有機農業に関心のある生産者、消費者、流通業者等の交流・学習の場として、令和元年度に県が開設した会議体。

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、県内在住の長野県有機農業推進プラットフォーム会員が半数以上で構成される3名以上の団体とする。
- 2 規則第6条の交付の決定後に、事業実施主体の構成員に変更があった場合は、速やかに構成員変更届(別紙様式第3号)を知事に提出するものとする。

第4 補助対象経費等

- 1 補助対象となる事業内容及び経費(以下、「補助対象経費」という。)は、別表1のとおりとする。
- 2 補助金額の上限は5万円(別表1(4)アの事業については8万円)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業実施計画承認申請時点で事業実施主体の構成員に、次のいずれかに該当する者が2名以上含まれる場合は、補助金額の上限を6万円(別表1(4)アの事業については10万円)とする。
 - (1)「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号、以下「みどりの食料システム法」という。)」第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けている者
 - (2)「信州の環境にやさしい農産物認証(以下「県認証」という。)」の認証農産物生産者
- 4 補助対象経費が5万円を下回るときは、補助金を交付しない。

ただし、交付決定後に見積り又は請求による支払額の確定によりこの額を下回るものとなる場合は、この限りでない。

第5 申請できない経費

第4の規定にかかわらず、次の経費は事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (2) 商品購入に係る代引手数料、各種キャンセルに係る取引手数料等
- (3) 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (4) 仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った経費
- (5) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- (6) 役員報酬、直接人件費
- (7) 本事業以外に使用可能な汎用性の高い事務用品、備品、機械等の購入に要する経費
- (8) 必要な経理書類を用意できないもの
- (9) 交付決定前に発注、購入、契約、支払いをしたもの
- (10) 本補助金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない(団体活動費で支出すべき)経費

別表 1 補助対象経費 【長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業】

項 目	内 容	補助対象経費
(1) 有機農業の生産拡大に関する取組	ア 技術講習会・勉強会の開催	・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・会場使用料 ・配布用資料印刷費 ・参考図書購入費 ・種苗費、肥料等資材費（講習会当日に使用するものに限る） ・オンライン配信用機材設備借用費 ・開催周知用チラシ印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 有機農業に活用可能な栽培技術を実証するための試験ほ場の設置、試験ほ場を活用した検討会や講習会等の開催	・肥料等資材費 ・種苗費 ・土壌診断費 ・会場使用料 ・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・配布用資料印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	ウ 先進的実践農家・地域の視察	・視察先農家への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(2) 有機農業で生産された農産物（県内産に限る）の販路拡大に関する取組	ア 商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、PR活動、情報発信	・PR用チラシ、パンフレット印刷費 ・商談会、マルシェへの参加費、出展料 ・マルシェを開催するための会場借用料 ・商談先へのサンプル郵送料 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・ECサイト等への出品登録に係る手数料（初回のみ） ・広報誌等への情報掲載費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 実需者を対象とした有機栽培ほ場見学会・作業体験会の開催	・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・開催周知用チラシ印刷費 ・配布資料印刷費 ・種苗代、肥料等資材費（体験会当日に使用するものに限る） ・オンライン配信用機材設備借用費 ・会場使用料 ・食材費（調味料は対象外。県産において有機農業で生産された農産物、加工食品の場合は主な原材料が県内産であるものに限る） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	ウ 有機農業で生産された農産物を活用した加工食品開発	・食材費（調味料などの加工品は対象外。試作に使用するものに限る） ・開発した加工食品のモニタリング調査委託費 ・商品紹介チラシ、パンフレット印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等

	エ 有機農業で生産された農産物を取扱う店舗や直売所等の視察、バイヤー等との商談の実施	・視察先への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	オ 流通体制の構築に向けた検討の実施	・流通関係者等の招へいにかかる交通費及び宿泊費（宿泊費は日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、相手方からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・食材運送費 ・商品紹介チラシ、パンフレット印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(3) 地域の有機農業への理解醸成に関する取組（事業実施主体構成員のみを対象に実施するものは対象外）	ア 講演会・勉強会、啓発映画上映会の開催（有機農業や関連する内容のものに限る）	・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・会場使用料 ・オンライン配信用設備借用費 ・開催周知用チラシ印刷費 ・配布資料印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 農作業体験会（有機栽培ほ場で実施するものに限る）、試食会や料理教室の開催	・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・種苗費、肥料等資材費（体験会当日に使用するものに限る） ・開催周知用チラシ印刷費 ・配布資料印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(4) 有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する取組	ア 有機農業で生産された農産物の学校給食への提供の試行及び食育授業の実施	・食材費（県内において生産された農産物、加工食品の場合は主な原材料が県内産であるものに限る） ・食材運送費 ・食育授業講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・食育授業用資料、パンフレット印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 有機農業で生産された農産物の学校給食への提供に取組む地域等の視察	・視察先への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等

別記 2

信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（推進事業）

第 1 事業内容等

本事業は、長野県における環境にやさしい農業の面的拡大を図るため、農業者等が県認証の取得に向けて行う環境にやさしい農業技術向上のための取組や、生産された農産物の販路拡大を図るための取組を支援するものとする。

第 2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体は、当該年産農産物に県認証を受けている者、又は本事業を申請する翌年産農産物に県認証への申請を予定している者とする。

第 3 補助対象経費等

- 1 補助対象経費は、別表 2 のとおりとする。
- 2 補助金額の上限は 5 万円（事業実施主体の構成員が 11 名以上の団体の場合は 8 万円）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業実施計画承認申請時点で、事業実施主体の構成員に、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けている者が半数以上含まれる場合は、補助金額の上限を 8 万円とする。
- 4 補助対象経費が 5 万円を下回るときは、補助金を交付しない。ただし、交付決定後に見積り又は請求による支払額の確定によりこの額を下回ることとなる場合は、この限りでない。

第 4 申請できない経費

第 3 の規定にかかわらず、次の経費は事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- （1）茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- （2）商品購入に係る代引手数料
- （3）各種キャンセルに係る取引手数料等
- （4）補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- （5）仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等で支払った経費
- （6）電話代、インターネット利用料金等の通信費
- （7）役員報酬、直接人件費
- （8）本事業以外に使用可能な汎用性の高い事務用品、備品、機械等の購入に要する経費
- （9）必要な経理書類を用意できないもの
- （10）当該年度に県認証へ申請したことが確認できない者に係る経費
- （11）交付決定前に発注、購入、契約、支払いをしたもの
- （12）本交付金の目的に合致しない経費や、公的な資金の用途として社会通念上適当でない（団体活動費で支出すべき）経費

別表２ 補助対象経費【信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業（推進事業）】

項 目	内 容	補助対象経費
(1) 県認証取得農産物の生産拡大に関する事業	ア 環境にやさしい農業技術や認証制度に関する講習会・勉強会の開催	・講師謝金（講師料）及び交通費 ・講師宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く。ただし、講師からの請求により支払う場合はこの限りではない） ・会場使用料 ・配布用資料印刷費 ・参考図書購入費 ・種苗費、肥料等資材費（講習会当日に使用するものに限る） ・オンライン配信用機材設備借用費 ・開催周知用チラシ印刷費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 先進的実践農家の視察	・視察先農家への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
(2) 県認証取得農産物の販路拡大に関する事業	ア 環境にやさしい農産物を取扱う店舗や直売所等の視察の実施	・視察先への謝金、見学科 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等
	イ 商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、PR活動、情報発信、バイヤー等との商談の実施	・PR用チラシ、パンフレット印刷費 ・商談会、マルシェへの参加費、出展料 ・マルシェを開催するための会場借用料 ・商談先へのサンプル郵送料 ・交通費（公共交通機関、レンタカー代、高速料金に限る） ・宿泊費（日帰りが困難な場合に限り、食卓料除く） ・ECサイト等への出品登録に係る手数料（初回のみ） ・広報誌等への情報掲載費 ・上記経費の支払いに係る振込手数料 等

(別紙様式第1号)(第3第1項関係)

令和○年度 信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業
実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

長野県知事 様
(地域振興局長)

住 所
団体名
代表者

令和○年度において標記事業を実施したいので、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業
実施要領第3第1項に基づき申請します。

(別紙様式第2号)(別記1関係)

長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業実施計画書(実績報告書)

1 申請団体 (事業実施主体)		
2 事業名		
3 取組内容 (該当するものに○)	(1) 有機農業の生産拡大に関する取組	
		ア 技術講習会・勉強会の開催
		イ 有機農業に活用可能な栽培技術を実証するための試験ほ場の設置、設置ほ場を活用した検討会や講習会等の開催
		ウ 先進的実践農家の視察
	(2) 有機農業で生産された農産物の販路拡大に関する取組	
		ア 商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、PR活動、情報発信
		イ 実需者を対象とした有機栽培ほ場見学会・作業体験会の開催
		ウ 有機農業で生産された農産物を活用した加工食品開発
		エ 有機農業で生産された農産物を取扱う店舗や直売所等の視察、バイヤー等との商談の実施
		オ 流通体制の構築に向けた検討の実施
	(3) 地域の有機農業への理解醸成に関する取組	
		ア 講演会・勉強会、啓発映画上映会の開催
		イ 農作業体験会、試食会や料理教室の開催
	(4) 有機農業で生産された農産物を活用した給食の試行・食育に関する取組	
		ア 有機農業で生産された農産物の学校給食への有機食材提供の試行実施及び食育授業の実施
		イ 有機農業で生産された農産物の学校給食への提供に取組む地域や団体等の視察
4 事業費	円	
5 実施箇所		
6 実施期間	事業開始予定年月日 (事業開始年月日)	年 月 日
	事業完了予定年月日 (事業完了年月日)	年 月 日
7 事務担当者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス	

8 事業概要	(1) 事業目的 (事業を行う(行った)背景・課題・必要性を記載すること)
	(2) 事業内容 (実施時期、場所、規模、方法等について具体的に記載すること)
	(3) 見込まれる事業効果 (1)の事業目的に対応した課題がどのように解消される(された)か記載すること)
	(4) 特記事項 (事業完了後の今後の方針、事業計画書からの変更点等について記載すること)

【事業実施計画書の添付書類】

- ☐ 別紙様式第2号 別紙「長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業実施主体構成員名簿」
 - ☐ 実施主体の概要が分かる資料 (会則、規約、HPやSNSの団体紹介ページの写し 等)
 - ☐ 事業費の根拠資料 (見積書、カタログ、会計規約 等)
 - ☐ ※該当がある場合のみ
「環境負荷低減事業活動実施計画」、「信州の環境にやさしい農産物認証」認定証の写し
 - ☐ その他、実施内容ごとに別途定める書類
- (注) 上記書類の添付漏れがないことを確認の上、□に✓印を付して提出すること。

【事業実績報告書の添付書類】

- ☐ 事業費の根拠資料 (見積書、カタログ、会計規約 等)
 - ☐ 事業の実施状況が分かる資料 (写真、配布資料等)
 - ☐ その他、実施内容ごとに別途定める書類
- (注) 上記書類の添付漏れがないことを確認の上、□に✓印を付して提出すること。

長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業 実施主体構成員名簿

申請団体名

氏 名	役 職 (注1)	所 属	事業実施上の 役割(注1)	プラットフォーム 会員(注2)	認定・認証 (注3)

- (注1)「役職」は申請団体における役職名(例:会長、会計 等)を、「事業実施上の役割」は申請事業の実施にあたっての役割分担(例:総括、広報、農産物の提供 等)を記載すること。
- (注2)長野県有機農業推進プラットフォーム SNS(長野県有機農業交流広場)メンバーまたはメール会員となっている構成員には○印を記入すること。
- (注3)「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定、または「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の認証を受けている構成員には○印を記入すること。

(別紙様式第3号)(別記1第3第2項関係)

長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業構成員変更届

番号
年 月 日

長野県知事 様
(地域振興局長)

住 所
団体名
代表者

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定のあった 年度信州の
環境にやさしい農業定着・拡大支援事業について、下記のとおり構成員に変更がありましたの
で、届け出ます。

なお、届出にあたり、信州の環境にやさしい農業定着・拡大支援事業実施要領別記1第3第1項
の要件を満たしていることを確認しました。

記

1 変更後構成員

別紙様式第2号 別紙「長野県有機農業推進プラットフォーム先進活動支援事業 実施主
体構成員名簿」のとおり

(別紙様式第4号)(別記2関係)

信州の環境にやさしい農産物認証取得チャレンジ・ステップアップ支援事業
(推進事業) 実施計画書(実績報告書)

1 申請団体 (事業実施主体)		
2 事業名		
3 事業及び 取組の内容 (該当する ものに○)	(1) 県認証取得農産物の生産拡大に関する事業	
	ア	環境にやさしい農業技術や認証制度に関する講習会・勉強会の開催
	イ	先進的実践農家の視察
	(2) 県認証取得農産物の販路拡大に関する事業	
	ア	環境にやさしい農産物を取扱う店舗や直売所等の視察の実施
	イ	商談会への参加、マルシェ・見本市への出展又は開催、PR活動、情報発信、バイヤー等との商談の実施
4 事業費	円	
5 実施箇所		
6 実施期間	事業開始予定年月日 (事業開始年月日)	年 月 日
	事業完了予定年月日 (事業完了年月日)	年 月 日
7 事務担当者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	メールアドレス	
8 事業概要	(1) 事業目的(事業を行う(行った)背景・課題・必要性を記載すること)	
	(2) 事業内容(実施時期、場所、規模、方法等について具体的に記載すること)	
	(3) 見込まれる事業効果 ((1) の事業目的に対応した課題がどのように解消される(された)か記載すること)	
	(4) 特記事項 (事業完了後の今後の方針、事業計画書からの変更点等について記載すること)	

【事業実施計画書の添付書類】

☐ 事業費の根拠資料（見積書、カタログ、会計規約 等）

※当該年産農産物において県認証を受けている場合

☐ 「信州の環境にやさしい農産物認証」認定証

☐ 認定を受けた「信州の環境にやさしい農産物生産計画書」の写し

※本事業を申請している翌年産の県認証に申請予定の場合

☐ 実施主体の概要が分かる資料（会則、規約、HPやSNSの団体紹介ページの写し 等）

☐ ※該当ある場合のみ 「環境負荷低減事業活動実施計画」認定証の写し

☐ その他、実施内容ごとに別途定める書類

（注）上記書類の添付漏れがないことを確認の上、☐に✓印を付して提出すること。

【事業実績報告書の添付書類】

☐ 事業費の根拠資料（見積書、カタログ、会計規約 等）

☐ 事業の実施状況が分かる資料（写真、配布資料等）

☐ その他、実施内容ごとに別途定める書類

（注）上記書類の添付漏れがないことを確認の上、☐に✓印を付して提出すること。